

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令和 2 年 7 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 21規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	16
②未済用のJISを、新たに採用するもの	5

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数：51規格

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：8月実施予定（30日間）

(2) 改正：9月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格によることができるものとする。（J62368(H30)は即日廃止とする。）

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

資料2別添1

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60335-2-6(2020)	JIS C 9335-2-6(2019)	IEC 60335-2-6第6版(2014)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－6部:据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項	J60335-2-6(H20)	JIS C 9335-2-6:2004
2	J60335-2-36(2020)	JIS C 9335-2-36(2019)	IEC 60335-2-36第6版(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－36部:業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項	J60335-2-36(H28)	JIS C 9335-2-36:2016
3	J60335-2-37(2020)	JIS C 9335-2-37(2019)	IEC 60335-2-37第6版(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－37部:業務用フライヤの個別要求事項	J60335-2-37(H28)	JIS C 9335-2-37:2016
4	J60335-2-38(2020)	JIS C 9335-2-38(2019)	IEC 60335-2-38第5版(2002), Amd.No.1(2008), Amd.No.2(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－38部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	J60335-2-38(H28)	JIS C 9335-2-38:2016
5	J60335-2-39(2020)	JIS C 9335-2-39(2019)	IEC 60335-2-39第6版(2012), Amd.No.1(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－39部:業務用多目的調理鍋の個別要求事項	J60335-2-39(H28)	JIS C 9335-2-39:2016
6	J60335-2-42(2020)	JIS C 9335-2-42(2019)	IEC 60335-2-42第5版(2002), Amd.No.1(2008), Amd.No.2(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－42部:業務用コンベクションオーブン、蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項	J60335-2-42(H28)	JIS C 9335-2-42:2016
7	J60335-2-47(2020)	JIS C 9335-2-47(2019)	IEC 60335-2-47第4版(2002), Amd.No.1(2008), Amd.No.2(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	J60335-2-47(H28)	JIS C 9335-2-47:2016
8	J60335-2-48(2020)	JIS C 9335-2-48(2019)	IEC 60335-2-48第4版(2002), Amd.No.1(2008), Amd.No.2(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項	J60335-2-48(H28)	JIS C 9335-2-48:2016
9	J60335-2-49(2020)	JIS C 9335-2-49(2019)	IEC 60335-2-49第4版(2002), Amd.No.1(2008), Amd.No.2(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－49部:食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項	J60335-2-49(H27)	JIS C 9335-2-49:2015

10	J60335-2-50(2020)	JIS C 9335-2-50(2019)	IEC 60335-2-50 第4版(2002), Amd.No.1(2007), Amd.No.2(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－50部:業務用湯せん器の個別要求事項	J60335-2-50(H28)	JIS C 9335-2-50:2016
11	J60335-2-58(2020)	JIS C 9335-2-58(2019)	IEC 60335-2-58 第4版(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－58部:業務用食器洗浄機の個別要求事項	J60335-2-58(H28)	JIS C 9335-2-58:2016
12	J60335-2-64(2020)	JIS C 9335-2-64(2019)	IEC 60335-2-64 第3版(2002), Amd.No.1(2007), Amd.No.2(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－64部:モータ駆動の業務用ちゅう(厨)房機器の 個別要求事項	J60335-2-64(H28)	JIS C 9335-2-64:2016
13	J60335-2-84(2020)	JIS C 9335-2-84(2019)	IEC 60335-2-84 第2版(2002), Amd.No.1(2008), Amd.No.2(2013)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－84部:トイレ機器の個別要求事項	J60335-2-84(H30)	JIS C 9335-2-84:2017
14	J60669-1(2020)	JIS C 8281-1(2019)	IEC 60669-1第4 版(2017)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用ス イッチー 第1部:一般要求事項	J60669-1(H26)	JIS C 8281-1:2011
15	J60691(2020)	JIS C 6691(2019)	IEC 60691第4版 (2015), Amd.1(2019)	温度ヒューズー要求事項及び適用の指針	J60691(H28)	JIS C 6691:2009+追 補1(2013)+追補 2(2016)
16	J60947-1(2020)	JIS C 8201-1(2020)	IEC 60947-1第5 版(2007), Amd.No.1(2010), Amd.No.2(2014)	低圧開閉装置及び制御装置－ 第1部:通則	—	—
17	J60947-4-1(2020)	JIS C 8201-4-1(2020)	IEC 60947-4-1第 3.1版(2012)	低圧開閉装置及び制御装置－ 第4－1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接 触器及びモータスタータ	—	—
18	J60950-22(2020)	JIS C 6950-22(2019)	IEC 60950-22第2 版(2016)	情報技術機器－安全性－ 第22部:野外に設置する機器	—	—
19	J62368-1(2020)	JIS C 62368-1(2018)+追 補1(2019)	IEC 62368-1第2 版(2014)	オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－ 第1部:安全性要求事項	J62368-1(H30)	JIS C 62368-1:2018
20	J76001-2(2020)	JIS C8376(2019)	—	ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の 小型単相変圧器－安全性	—	—
21	J8528-13(2020)	JIS B 8009-13(2018)	ISO8528- 13(2016)	往復動内燃機関駆動式交流発電装置－ 第13部:安全性	J8528-8(H16)	別紙199

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60335-2-6(2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-6:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第2-6部：据置形クッキングレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項
- ・適用範囲：定格電圧が、単相機器については250V以下、その他の機器については480V以下の家庭用据置型クッキングレンジ、ホブ、オーブンおよびこれらに類する機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名：電気トースター、電気天火、電気魚焼き器、電気ロースター、電気レンジ、電気こんろ、電気ソーセージ焼き器、ワッフルアイロン、電気たこ焼き器、電気ホットプレート、電磁誘導加熱式調理器、その他調理用電熱器具等
- ・主な改正内容：併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-6 第6版が2014年に発行されたことに伴い、対応国際規格の内容に合わせて全文見直しを図った。具体的には、圧カスチームオーブンや電磁中華鍋エレメント等にかかる定義及び各種要求事項の追加、取扱説明書への記載要求事項の追加等の改正を行った。

2 J60335-2-36(2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-36:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第2-36部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項
- ・適用範囲：定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の、家庭用を意図しない業務用の調理用電気レンジ、オーブン、こんろ、こんろ部及び類似の機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名：電気レンジ、電気天火、電気こんろ、電磁誘導加熱式調理器等
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC60335-2-36 第6版が2017年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行った。

3 J60335-2-37(2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-37:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第2-37部：業務用フライヤの個別要求事項
- ・適用範囲：定格電圧が1相と中性点との間に接続する単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の、家庭用を意図しない業務用の加圧タイプを含む電気フライヤ及びドーナツフライヤの安全性について規定する。ただし、圧力が50kPa以下で、かつ、キロパスカル(kPa)で表した圧力とリットル(L)で表した体積との積が20,000以下のものに限る。
- ・電気用品名：電気フライヤー
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC60335-2-37 第6版が2017年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行った。

4 J60335-2-38 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-38:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-38 部 : 業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項
- ・適用範囲 : 定格電圧が 1 相と中性点との間に接続する単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下の、家庭用を意図しない業務用の電気グリドル、グリドルグリル及び類似の機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気ホットプレート、電気たこ焼き器、ワッフルアイロン
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC60335-2-38 第 5 版 Amd. 2 が 2017 年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行った。

5 J60335-2-39 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-39:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-39 部 : 業務用多目的調理鍋の個別要求事項
- ・適用範囲 : 定格電圧が 1 相と中性点との間に接続する単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下の、家庭用を意図しない業務用の多目的調理鍋の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気なべ
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC60335-2-39 第 6 版 Amd. 1 が 2017 年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行った。

6 J60335-2-42 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-42:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-42 部 : 業務用コンベクションオープン、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項
- ・適用範囲 : 定格電圧が 1 相と中性点との間に接続する単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下の、家庭用を意図しない業務用のコンベクションオープン、蒸し器、スチームコンベクションオープン及びその他の蒸気発生装置を用いた類似の機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気天火、電気蒸し器 等
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC60335-2-42 第 5 版 Amd. 2 が 2017 年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行った。

7 J60335-2-47 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-47:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-47 部 : 業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項
- ・適用範囲 : 家庭用を意図しない業務用の、電気煮炊き鍋で、定格電圧が 1 相と中性点との間に接続する単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下のものの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気なべ
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC60335-2-47 第 4 版 Amd. 2 が 2017 年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行った。

8 J60335-2-48 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-48:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-48 部 : 業務用グリル及びトースタの個別要求事項
- ・適用範囲 : 定格電圧が 1 相と中性点との間に接続する単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、家庭用を意図しない業務用の電気グリル、トースタ及び類似の機器 (以下、機器という。) の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気ロースター、電気トースター、等
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC60335-2-48 第 4 版 Amd. 2 が 2017 年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行った。

9 J60335-2-49 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-49:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-49 部 : 食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : 定格電圧が、1 相と中性線との間に接続する単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、家庭用を意図しない業務用の食品及び容器類を保温するための機器 (以下、機器という。) の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気温蔵庫、等
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC60335-2-49 第 4 版 Amd. 2 が 2017 年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行った。

10 J60335-2-50 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-50:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-50 部 : 業務用湯せん器の個別要求事項
- ・適用範囲 : 定格電圧が、一相と中性点との間に接続する単相機器に対しては 250V 以下の、その他の機器に対しては 480V 以下の家庭用を意図しない業務用電気湯せん器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気湯せん器、等
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC60335-2-50 第 4 版 Amd. 2 が 2017 年に発行されたことに伴い、可触表面温度に対する安全性、接地導通を行うねじの安全性などの見直し等の改正を行った。

11 J60335-2-58 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-58:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-58 部 : 業務用食器洗浄機の個別要求事項
- ・適用範囲 : 定格電圧が 1 相と中性点との間に接続される単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、家庭用を意図しない業務用のトレイ、食器、グラス、刃物及び類似の物品を洗浄する食器洗浄機及び類似の機器 (以下、機器という。) の安全性について規定する。ただし、温水装置又は乾燥装置の有無に関係なく適用する。
- ・電気用品名 : 電気食器洗機
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC60335-2-58 第 4 版が 2017 年に発行されたことに伴い、電気絶縁に関する試験に使用する液体の変更、つり合わせシステムに対する要求等を追加した。

12 J60335-2-64 (2020)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-64:2019** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-64 部 : モータ駆動の業務用ちゅう (厨) 房機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 1 相と中性点との間に接続する単相機器の場合は、250V 以下、その他の機器の場合は 480V 以下の、家庭用を意図しないモータ駆動の業務用のちゅう (厨) 房機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名: ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機、電気缶切機、電気肉ひき機、電気肉切り機、電気パン切り機、電気かつお節削機
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-64 第 3 版 Amd. 2 が 2017 年に発行されたことに伴い、電気絶縁に関する試験に使用する液体の変更やねじに対する要求事項の追加などの改正を行った。

13 J60335-2-84 (2020)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-84:2019** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-84 部 : トイレ機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 250V 以下の、人体の部分的な洗浄若しくは乾燥を行うことによって又は排せつ物を衛生的に処理することによって、トイレの利用者に快適感又は清潔感を与えることを目的としたトイレ機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名: 電気便座、自動洗浄乾燥式便器
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-84 第 2 版 Amd. 1 (2008) 及び Amd. 2 (2013) を別表第 12 に適用 (J60335-2-84 (H30)) したが、更に、温水洗浄便座の安全性を向上させるため、高圧注意に対する表示の要求追加や絶縁物の耐熱性に関する規定の明確化などの改正を行った。

14 J60669-1 (2020)

- ・採用する JIS : **JIS C 8281-1:2019** 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ—
第 1 部 : 一般要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する固定電気設備用であって、屋内用又は屋外用の定格電圧が 440V 以下及び定格電流が 63A 以下の交流専用の手動式の汎用機能スイッチの一般事項について規定する。
- ・電気用品名: タンブラースイッチ、プルスイッチ、カバー付ナイフスイッチ
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60669-1 第 4 版 (2017 年) が発行されたことに伴い、定格電圧に 220V 及び 240V の追加、定格電流に 13A の追加、パイロットランプ内蔵スイッチの外部表面温度の上昇値を低い温度にする、蛍光灯用スイッチの試験を制御装置非内蔵形ランプ用スイッチと制御装置内蔵形ランプ用スイッチに試験を分ける等の改正を行った。

15 J60691 (2020)

- ・採用する JIS : **JIS C 6691:2019** 温度ヒューズ—要求事項及び適用の指針
- ・適用範囲 : この規格は、通常屋内で用いる電気製品、電子機器及びその部品を異常状態での過度の温度から保護するために、これらの機器及びその部品に組み込まれる温度ヒューズについて規定する。
- ・電気用品名: 温度ヒューズ
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60691 第 4 版 (2015 年) 及び Amendment 1 (2019 年) が発行さ

れたことに伴い、温度特性の試験条件を製造業者が指定することにしていた電圧や電流などに関する条件を明確化、伝導熱エージング試験、シールエージング試験などの条件や方法を明確化する等の改正を行った。

16 J60947-1 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 8201-1:2020 低圧開閉装置及び制御装置—第 1 部 : 通則
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が、交流で 1000V 以下、直流で 1500V 以下の回路に接続する低圧開閉装置及び制御装置の安全性（通則及び共通的安全要求事項）について規定する。
- ・電気用品名 : 配線用遮断器、漏電遮断器、箱開閉器、分電盤ユニットスイッチ、電磁開閉器 等
- ・主な改正内容 : 新設

17 J60947-4-1 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 8201-4-1:2020 低圧開閉装置及び制御装置—第 4-1 部 : 接触器及びモータスタータ : 電気機械式接触器及びモータスタータ
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が交流 1000V 又は直流 1500V 以下の回路に接続する主接点をもつ、交流及び直流接触器、及び交流モータスタータの装置類について規定する。
- ・電気用品名 : 電磁開閉器（箱入りのものであって、過電流継電機構を有するもの又はヒューズを取り付けるものに限る。）
- ・主な改正内容 : 新設

18 J60950-22 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 6950-22:2019 情報技術機器—安全性第 22 部 : 野外に設置する機器
- ・適用範囲 : この規格は、屋外場所に設置することを意図した情報技術機器の安全性について規定する。関連する場合には、情報技術機器を収容するために、現場で直接設置することを意図した屋外エンクロージャにも適用する。
- ・電気用品名 : 配線器具—その他の差し込み接続器、直流電源装置、電動力応用機械器具（タイムレコーダー、文書裁断機、穴あけ機、番号機など）、広告灯（デジタルサイネージ）、電子応用機械器具（インターホン、その他の音響機器など）、防犯警報器、等
- ・主な改正内容 : 新設

19 J62368-1 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 62368-1:2019 追補 1 オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部 : 安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が 600V 以下の、オーディオ、ビデオ、情報通信技術及び事務機器の分野における電気電子機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電子応用機械器具、直流電源装置、テレビジョン受信機、ラジオ受信機、その他の音響機器、電子楽器、複写機、謄写機及び事務用印刷機、電動タイプライター、文書細断機及び電動断裁機など
- ・主な改正内容 :
電気エネルギー源の分類 :
ES1 の分類について、「電圧レベルと電流レベルの両方が ES1 限度値以下」を、「電圧レベル又は電流レベルのいずれかが ES1 限度値以下」に変更。

保護ボンディング導体への要求事項：

保護ボンディング導体と保護ボンディング導体を接続する端子は、「機器の定格電流又は回路の保護電流定格が25A以下」を、「機器の定格電流及び回路の保護電流定格が25A以下」に変更。

熱エネルギー源の分類：

TS1 の分類について、「異常動作状態又は単一故障状態の下で」を「異常動作状態、単一故障状態のいずれの下においても」に変更。

TS2 の分類について、「通常動作状態、異常動作状態又は単一故障状態の下で」を、「通常動作状態、異常動作状態、単一故障状態のいずれの下においても」に変更。

20 J76001-2(2020)

- ・採用する JIS：JIS C 8376:2019 ベル用、表示器用及びリモートコントロール用の小型単相変圧器—安全性
- ・適用範囲：この規格は、定格1次電流が100V以上300V以下、定格周波数が50Hz又は60Hzの交流の回路に用いる定格容量が500VA以下の次の小形単相変圧器の安全性について規定する。ただし、電気工事を必要としない差込プラグによって電源に接続する変圧器、及び機械器具に組み込む変圧器は除く。
 - ベル用変圧器
 - 表示器用変圧器
 - リモートコントロールリレー用変圧器
- ・電気用品名：小形単相変圧器（ベル用変圧器、表示器用変圧器、リモートコントロールリレー用変圧器）
- ・主な改正内容：新設

21 J8528-13(2020)

- ・採用する JIS：JIS B 8009-13:2018 往復動内燃機関駆動式交流発電装置—第13部：安全性
- ・適用範囲：この規格は、往復動内燃（以下、RICという。）機関、運転において必要な制御装置、開閉装置、補助装置などの付加装置を含めた交流発電機で構成する1000VまでのRIC機関駆動式発電装置の安全要求事項について規定する。
- ・電気用品名：携帯発電機
- ・主な改正内容：新設